

○特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件（平成元年郵政省告示第四十二号）の一部を改正する告示案 新旧対照表

（傍線部分が変更箇所）

改正案

現行

<p>一〇六（略）</p> <p>七 補聴援助用ラジオマイク（聴覚障害者の補聴を援助するための音声その他の音響の伝送を行うラジオマイクをいう。）用</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 占有周波数帯幅が三〇kHzを超え八〇kHz以下の無線設備</p>			
電波の型式	周波数	空中線電力	備考
F三E又はF八W	七五・二六二五MHz以上七五・五一二五MHz以下	〇・〇一ワット以下	単向通信方式又は同報通信方式
<p>下の周波数であつて、七五・二六二五MHz及び七五・二六二五MHzに六二・五kHzの整数倍を加えたもの並びに一六九・四三七五MHz以上一六九・七五MHz</p>			
<p>一〇六（略）</p> <p>七 補聴援助用ラジオマイク（聴覚障害者の補聴を援助するための音声その他の音響の伝送を行うラジオマイクをいう。）用</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 占有周波数帯幅が三〇kHzを超え八〇kHz以下の無線設備</p>			
電波の型式	周波数	空中線電力	備考
F三E又はF八W	七五・二六二五MHz以上七五・五一二五MHz以下	〇・〇一ワット以下	単向通信方式又は同報通信方式
<p>下の周波数であつて、七五・二六二五MHz及び七五・二六二五MHzに六二・五kHzの整数倍を加えたもの並びに一六九・四三七五MHz以上一六九・七五MHz</p>			

以下の周波数であつて、一六九・四三七五MHz及び一六九・四三七五MHzに六二・五kHzの整数倍を加えたもの		

八〇十二 (略)

十三 移動体検知センサー(主として移動する人又は物体の状況を把握するため、それに関する情報(対象物の存在、位置、動き、大きさ等)を高精度で取得するために使用するものであつて、無線標準業務を行うものをいう。)用

周波数	空中線電力	備考
一〇・五二五GHz	〇・〇二ワット以下	周波数の使用は屋内に限る。
二四・一五GHz	〇・〇二ワット以下	

十四 動物検知通報システム(国内において主として動物の行動及び状態に関する情報の通報又は付随する制御をするための無線通信を行うものをいう。)用

以下の周波数であつて、一六九・四三七五MHz及び一六九・四三七五MHzに六二・五kHzの整数倍を加えたもの		

八〇十二 (略)

十三 移動体検知センサー(主として移動する人又は物体の状況を把握するため、それに関する情報(対象物の存在、位置、動き、大きさ等)を高精度で取得するために使用するものであつて、無線標準業務を行うものをいう。)用

周波数	空中線電力	備考
一〇・五二五GHz	〇・〇一ワット以下	周波数の使用は屋内に限る。
二四・一五GHz	〇・〇一ワット以下	

十四 動物検知通報システム(国内において主として動物の行動及び状態に関する情報の通報又は付随する制御をするための無線通信を行うものをいう。)用

周波数	一四二・九四 MHz 一四二・九五 MHz 一四二・九六 MHz 一四二・九七 MHz 一四二・九八 MHz
空中線電力	一ワット以下
備考	単向通信方式、単信方式又は同報通信方式

電波の型式	F1D、F2D、A1D、M1D
周波数	一四二・九四 MHz 一四二・九五 MHz 一四二・九六 MHz 一四二・九七 MHz 一四二・九八 MHz
空中線電力	〇・〇一ワット以下
備考	単向通信方式、単信方式又は同報通信方式
等価等方輻射電力で〇〇マイク	下
単向通信方式又は同報通信方式	